



[情報](#) [紹介](#) [チーム](#) [業務内容](#) [公益事業](#) [アクセス](#)

[英文](#) [中文](#)

トピクス

2021年12月

- 1、《商標審査審理指南》最新版が公布され、2022年1月1日より施行
- 2、人民元建てでPCT出願国際段階の料金を徴収、2021年12月1日より施行
- 3、知的財産権に係わる信用喪失行為と認定される7種類の行為
- 4、過去5年間中国における特許訴訟に関する詳しい情報

1、《商標審査審理指南》最新版が公布され、2022年1月1日より施行

商標審査・審理手続きを規範化させ、商標審査・審理の各段階における法律適用の統一化及び基準の執行の一致性を保障するために、国家知識産権局は《商標審査審理指南》を制定・公布した。同指南が2022年1月1日より施行され、旧《商標審査及び審理基準》は同日廃止される。

2、人民元建てでPCT出願国際段階の料金を徴収、2021年12月1日より施行

国家知識産権局はこのほど、「人民元建てでPCT出願国際段階の料金を徴収することに関する公告」を公布した。2021年12月1日より、国家知識産権局はWIPOより公布された人民元建てでPCT出願の国際段階における料金を徴収し、スイスフランを基準で換算しないことになるという。

3、知的財産権に係わる信用喪失行為と認定される7種類の行為

国家知識産権局はこのほど、《国家知識産権局知的財産権信用管理規定（試行）（意見募集稿）》の意見公募に関する通知を公布した。国家知識産権局は法律法規に基づき、以下の行為を信用喪失行為として認定している。

- （一）《特許出願行為の規範化に関する若干規定》に基づいて確定された非正常な特許出願行為；
- （二）使用を目的としない悪意による商標登録出願行為；
- （三）法律、法規に違反して特許、商標の代理を行い、国家知識産権局より行政処罰を受けた行為；
- （四）虚偽の資料を提出したり、重要な事実を隠蔽して行政確認を請求する行為；
- （五）信用承諾の適用が承諾の不実または承諾不履行と認定された行為；
- （六）処された行政処罰、行政裁決などに対して、履行能力を有するが履行を拒み、執行を免れようとする行為；
- （七）知的財産権分野における公共信用情報の具体的項目に納入され、かつ信用を喪失したと認定されるべきその他の行為。

4、過去5年間中国における特許訴訟に関する詳しい情報

《過去5年間における中国特許訴訟報告書》によると、2016年10月から2021年10月にかけて、知的財産権案件は計45561件結審され、その中で、民事案件は36883件結審され、全体件数の80.95%を占めている。

2018年に特許訴訟のピークを迎え、また、毎年12月頃は特許訴訟案件のピーク期であった。

結審された第一審案件の中で、発明、実用新案、意匠に係わる案件の割合はそれぞれ20.81%、31.15%、48.05%であり、第二審案件の中で、意匠に係わる案件の割合が最も高く、39.5%を占めている。

権利侵害案件の中で、発明、実用新案、意匠に係わる案件の割合はそれぞれ13.8%、30.47%、55.73%であり、その中で、意匠に係わる案件の件数が最も多かった。

2016年10月から2021年10月にかけて結審された案件は計31の省・直轄市・自治区に係わり、その中で、広東省、北京市、浙江省における案件の件数が上位であった。

過去5年間（2021年10月まで）において、広東省では計15649件、北京では計10652件、浙江省では計4661件の特許訴訟案件が結審された。

中国における特許訴訟案件を審理する法院の中で、知的財産権専門法院が30.22%（主に北京、上海、広州の3ヶ所の法院）、中級法院が39%、高級法院が20.08%、最高法院が7.11%を占めている。

発明と実用新案に係わる案件の中で、H04N、F21V、F16Kが訴訟が多発する分野となっているのに対し、意匠に係わる案件の中で、26-05分野の案件が最も集中的であった。

中国における特許訴訟案件の中で、権利侵害案件は主に意匠権を巡る紛争であり、その中の54.73%を占めている。

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved

TEL: 86-10-8809-1921 FAX: 86-10-8809-1920 E-mail: sanyou@sanyouip.com

住所: 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大廈A座16層 〒100033